

災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後は、
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
 - ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」
- などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。
保険で修理ができます
よ！

必要ないわ。

契約しないと
帰ってくれな
いのかしら・・・。

無料で修理できるんですよ。
お金はかかりません。

工事はお任
せください。



公的機関のような事業
者名を名のることもある
ので注意。

こんな話にもご注意ください！

古くなったところなど
はありませんか。

今回の雨で壊れたこ
とにすれば、古くなっ
たところも保険金で
きれいになります。



うその理由で保険金を請求するこ
とはできません。
(詐欺に該当する場合があります。)



実際には保険金がおらない・請求額より少な
い、又は解約すると言ったら高額な解約金を
請求されることも・・・。

◎ 次のような勧誘には、ご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意ください！）

- ・保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）や修理費用は、おりた保険金で対応できるという勧誘
- ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続きの代行を持ちかけるなどの勧誘

作成取りまとめ：消費者庁取引対策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-9291）



【作成：令和2年8月】